

ひたちなか市議会経済建設委員会

令和4年6月13日（月） 午前10時7分開議
議事堂全員協議会室

【付議事件】

1 議案

議案第 54号 常磐線勝田・佐和間東石川こ線道路橋修繕工事委託事業に関する協定の
締結

について

議案第 57号 附帯控訴の提起について
いて

○出席委員 8名

経済建設委員会 北原 祐二 委員長
清水 健司 副委員長
山田 恵子 委員
大久保 清美 委員
大内 聖仁 委員
海野 富男 委員
清水 立雄 委員
武藤 猛 委員

○欠席委員 0名

○委員外議員 1名 大谷 隆 議長

○説明のため出席した者

建設部 大和 敏幸 建設部長
祖田 章 道路管理課長
飯田 寛道 道路管理課技佐
永井 一豊 道路管理課維持補修係長
片岡 隆 道路管理課維持補修係主幹
都市整備部 林 尚司 都市整備部長
上野 信行 区画整理事業課所長兼区画整理事業課長
倉持 雅彦 区画整理一課長

○事務局職員出席者

議会事務局 笹 沼 義 孝 次長
草 野 大 輝 主事

経 済 建 設 委 員 会

令和4年6月13日（月）

*開会に先立ち、各部長から4月の人事異動による課長補佐以上の職員紹介を行う。

午前10時7分 開会

○北原委員長 これより経済建設委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案2件です。

審査の進め方につきましては、議案番号順に審査をしていきたいと思ひます。

以上のように委員会を進めていきたいと思ひますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 異議なしと認め、そのとおりに進めてまいります。

それでは、議案の審査を行います。

最初に議案第54号 常磐線勝田・佐和間東石川こ線道路橋修繕工事委託事業に関する協定の締結についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。大和建设部長。

○大和建设部長 議案第54号についてご説明申し上げます。

議案書の本文をご覧ください。常磐線勝田・佐和間東石川こ線道路橋(大島陸橋)修繕工事を東日本旅客鉄道株式会社に委託することについて、施行協定を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めらるるものであります。

1, 協定の目的につきましては、令和2年3月に策定しました橋梁長寿命化修繕計画に基づき、JR常磐線の線路敷き横断部分をJR東日本に工事委託しようとするものです。

2, 協定の金額は、3億9,930万円です。

3, 協定の相手方は、東日本旅客鉄道株式会社、水戸支社長であります。

4, 施行期間は、議決の翌日から令和9年3月31日、令和8年度までです。

本件に関連いたしまして、今期定例会令和4年度一般会計予算第1号にて、令和4年度から令和8年度の5年にわたり、総額3億9,930万円の債務負担行為とすることについて議決をいただいたところであります。つきましては、現在、道路橋点検結果により道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずるべき状態と判断されていることから、JR東日本と正式な施行協定を締結する考えであります。

お配りしております参考資料の補修一般図をご覧ください。

損傷内容は主に橋梁下部工の剥離、鉄筋露出、桁部、防護柵の腐食などであり、その対策として下部工のひび割れ補修や塗装の塗り替えを実施してまいります。

そして、今回の協定でJRに委託する区間が図の赤色で示す常磐線をまたぐ区間、全長48メートルの区間です。

整備スケジュールですが、本議案の議決後直ちに準備に入りまして、鉄道施設の電力設備地上移転を令和4年度で実施いたします。その後、補修工事に3年かかると見込んでおり、その後も電力設備の移転工事など3工事行い、協定工事の完了は令和8年度末と予定しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○北原委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。清水健司委員。

○清水（健）委員 ご説明ありがとうございます。今回、いわゆる大島陸橋の補修工事ということだと思っておりますけれども、こちら、それなりの金額をかけて補修をする、これは必要に迫られて補修をするわけなんですけれども、現在この大島陸橋は造られてどれぐらいたって、今後どれぐらい使っていく計画であるのか、そういったところの見通しを教えていただければと思います。

○北原委員長 祖田道路管理課長。

○祖田道路管理課長 ただいまの大島陸橋ですが、供用開始をされたのが1976年3月でございます。既に46年が経過しております、今回修繕をしながら約100年ほど使えるような橋梁として考えております。

○北原委員長 清水健司委員。

○清水（健）委員 分かりました。現時点で46年たっているというところで、それなりに補修の必要性というのでも出てきております。今後も安心して使えるような期間というのが果たしてどれぐらいあるかというのはちょっと未知数な部分もあるのかなというふうに思っておりますので、単純にあと50年使えるかなというのは、ちょっと随時やはり点検等もするとは思っておりますけれども、安全性の確保だけ十分注意をしていただきながら進めていただければありがたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○北原委員長 ほかに質疑ありませんか。海野委員。

○海野委員 工事の内容について説明をお願いしたいんですが、ここは大変交通量の多い陸橋ですが、全面通行止めになるのか、または片側を通すようになるのか、教えてください。

○北原委員長 祖田道路管理課長。

○祖田道路管理課長 この大島陸橋の修繕工事ですが、昨年からは実施しております。昨年は、伸縮装置の補修等を行って、あとは橋面防水工といって橋の表面の部分の舗装を打ち換えたりしております。昨年度は全面的な補修にもなりましたので、夜間工事で行っております。

ただ、今年度以降、既に発注しております高欄の取り替えとか断面修復工という工事を発注はしておるんですが、これにつきましては、高欄は橋の両側にあるわけですけれども、片側ずつ車線を1車線分規制しながら、極力現在の交通に影響の少ないような形で工事を進めてまいりたいと考えております。

○北原委員長 ほかに質疑ありませんか。清水健司委員。

○清水（健）委員 度々すみません。一応、今回の陸橋の補修工事ということで、同じような形の陸橋、高場陸橋とかもあると思うんですけど、高場陸橋のほうは騒音ですとか振動、そういった部分の近隣からのいろいろな声があるという現状があるんですけど、大島陸橋のほうは現状としてそういったものは、近隣からの振動、あとは騒音のそういった苦情といいますか申入れのようなもの、そういったものはあるんでしょうか、ちょっと教えていただければ。

○北原委員長 祖田道路管理課長。

○祖田道路管理課長 当然、騒音とか振動については、工事を行う以上は発生するとは思っております。かなりコンクリートを削ったりするような騒音が夜間工事で延々と続くという場合は、当然そういう苦情が多くなるのは想定されますので、極力そういった工事、交通の影響と住民の生活に対する影響を比較しながら、場合によっては工種ごとに夜間に切り替える場合もあるかとは思っています。

○北原委員長 清水健司委員。

○清水（健）委員 ありがとうございます。ちょっとお聞きしたかった部分と違った部分もあるんですけど、高場陸橋のほうで言うと、旧の現況のほうの話として申し上げた部分がありまして、今回の補修工事によって大島陸橋のほうも例えば振動が減ったり騒音が減ったりする、そういうような効果も期待できるのかなというような質問だったんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○北原委員長 祖田道路管理課長。

○祖田道路管理課長 既に昨年度、伸縮装置の補修が終わりまして、橋面の防水工事も完了しております。舗装がきれいになって、昨年の子工事の影響で、ある程度、車の通行による騒音ですとか振動については軽減されているかと思っております。

○北原委員長 清水健司委員。

○清水（健）委員 ありがとうございます。これから長く使っていく大島陸橋、高場陸橋のほうもそうなんですけど、やはり安全性とか騒音とか、そういった部分をやっぱり見ていただきながら、ケアのほうをしていただきながら使っていただければありがたいなというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

○北原委員長 清水立雄委員。

○清水（立）委員 これは随意契約ですかね。もう少し金額の妥当性について詳しい説明がないと、我々ここでこの金額が妥当かどうかということをやっと判断できないと思うんですけど、その辺の説明をお願いします。

○北原委員長 祖田道路管理課長。

○祖田道路管理課長 JRとの施行協定の金額につきましては、通常の子工事に比べて割高に感じる部分があるかとは思っています。この金額の根拠になりますけど、大島陸橋は、少し北側に行ったところに電車区がありまして、その子車両車庫がございますので、終電がそちらに入っていくって夜間にメンテナンスですとか点検を行うということがあります。

線路上の子工事をほかの子業者ができないという制約がありまして、JRに委託せざるを得ないんですけども、実質、終電が帰ってきてから始発が出るまでの間、全部が工事に充てられる時間かという子そうではなくて、実質、電車区の影響もありまして、1日の実働時間は2時間に限られてあります。ですので、通常の子工事の4分の1ずつしか進んでいかないという制約の中でやりますので、当然に通常の子工事よりは割高になっております。

ただ、この金額が実際に安く済んだときに、そのままJRの利益になるわけではなくて、全体協定を初年度に締結した後、各年度の子スケジュール、工程に合わせた年度協定を毎年結んで

いくようになります。最終年度で実際、実費に近いような形で減額になりますので、今現状では3億9,930万になっておりますが、最終的には精算されて、かなり金額はこの金額よりは安くなっていくんじゃないかなというふうには考えております。

○北原委員長 清水立雄委員。

○清水（立）委員 説明は難しいことだと思うんで、精算の段階でよろしくお願ひしたいと思ひます。

○北原委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○北原委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○北原委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決をします。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○北原委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第57号 附帯控訴の提起についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。林都市整備部長。

○林都市整備部長 議案第57号 附帯控訴の提起についてご説明申し上げます。

○北原委員長 着座でよろしくお願ひします。

○林都市整備部長 失礼しまして、着座にてご説明申し上げます。

平成28年に発生した自転車事故について、道路の管理に瑕疵があったとして市を被告とした裁判が続いておりました。

今年4月に原告の請求の一部を認める判決が言い渡されましたが、原告はこれを不服として控訴いたしました。

市としましては、これに附帯した訴えを提起するため、地方自治法の定めにより議会の議決を求めようとするものです。

詳しくは、議案とは別にお配りした資料によりご説明申し上げます。

1、事件名は、損害賠償請求事件です。

2、当事者として、原告は記載のとおり〇〇氏、被告はひたちなか市です。

3、事件の概要及び主な経過ですが、平成28年1月9日午後3時頃、佐和駅東土地地区画整理事業地内の市道において、原告が自転車で走行中、アスファルト舗装と碎石舗装の継ぎ目に生じた段差につまずいて転倒し、全治1か月の傷害を負う事故が発生しました。資料の一番最後に位置図と写真を添付しております。右から2番目の写真のように、塗装の切れ目に6から7センチの段差が生じていたものです。

1ページに戻りまして、事故直後の市の見解としまして、弁護士と相談の上、道路の管理に

は瑕疵がないと判断し、〇〇氏にその旨を通知しております。理由は、〇〇氏の自宅付近であり、段差の存在を認識可能だったことや、昼間であり、段差を目視可能だったためであります。

その後は特に〇〇氏とのやり取りはなかったところ、およそ3年半後の令和元年6月に、本市を被告として国家賠償法第2条第1項に基づき、治療費等の損害金3,402万1,658円の支払いを求める訴えが水戸地方裁判所に提起されました。一般的な治療費、休業補償、傷害慰謝料のほかに、心的外傷後ストレス障害に起因する逸失利益や後遺障害慰謝料の支払いを求めるものであります。

争点としまして、市としましては、道路の管理に瑕疵はなく、原告に生じた損害との因果関係はない旨を主張してまいりました。

今年4月22日の第一審判決では、原告の請求の一部を認容し、被告は原告に対し損害金合計121万8,355円及びこれに対する遅延損害金を支払えとの判決が言い渡されました。

この判決を受けた市の対応としまして、原告の主張する心的外傷後ストレス障害に起因する逸失利益や後遺障害慰謝料の請求は棄却されており、市の主張の大半が認められていることや裁判の長期化を避けることなどを勧告し、市からは控訴しないこととしていたところでありませ

そうした中、5月18日に原告は、第一審判決を不服として控訴したものであります。

2ページに参りまして、〇〇氏の控訴を受けた市の対応ですが、下の図をご覧ください。

第一審判決では〇〇氏の請求が一部認められており、利息を含めた約130万円までの網かけ部は市が敗訴した部分ということになります。控訴人は、これを不服としてさらに約3,400万円までの賠償を求めて控訴したわけですが、市が附帯控訴しない場合の控訴審での審判の範囲は、約130万円から約3,400万円の範囲となります。この場合、仮に控訴審において裁判官が市の賠償責任はないとの心証を得たとしても、控訴人に不利益に第一審判決を変更できないことから、少なくとも第一審判決で認められた約130万円の支払いを維持する判決がなされることとなります。

一方、附帯控訴を提起した場合、第一審判決の市の敗訴部分は取り消され、審判の範囲が第一審と同様に0円から約3,400万円の範囲となります。控訴審においても、市の道路管理の瑕疵の有無や本件事故と相手方に生じた損害の範囲について、第一審と同じ条件で審理してもらうことが可能となります。

以上のことから、〇〇氏の控訴を受けまして、第一審判決の市の敗訴部分の取消しを求めるため、当該控訴に附帯して第一審判決に対して附帯控訴を提起するため、地方自治法第96条第1項第12条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものです。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○北原委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。清水健司委員。

○清水（健）委員 ご説明ありがとうございます。おおむねの事件の概要とこれまでの流れというのは承知いたしました。

それで、市が請求している部分はおおむね認められているということなんですけども、原告

側の請求、これが一部認容されているということで認められたという部分がありまして、金額でいうと120万円を超える金額なんですけど、こういった部分を認められてこの金額というのが出てきたのかというのをちょっと教えていただきたいんですけども。

○北原委員長 倉持区画整理一課長。

○倉持区画整理一課長 段差は大きいところで6センチから7センチということでございます。原告が通ったという道路幅の左側の端のところにつきましては段差5センチということでございました。そういった現場状況の中から瑕疵があったということが一つと、それから現地に、旧道のところには「止まれ」との表示があったんですけども、その段差の直前のところにはその注意喚起を促す例えば「段差あり」とかというような看板がなかったというようなことから、道路には瑕疵があったというような判決になっております。

支払いの部分については、直接的な治療費に係る部分の経費を支払えというような判決内容でございます。

○北原委員長 清水健司委員。

○清水（健）委員 ありがとうございます。お聞きしたのは、一部ではあるもののこういったふうに水戸地裁で認められた部分があるということで、道路管理上の問題でこういったところが市として管理責任を問われるのかという参考の一つのモデルケースになるのかなというふうに思ったもので、ちょっとお聞きしたかったという話です。

この附帯控訴をすること自体については、控訴審に行く以上は、附帯控訴をすること自体はいわゆる当たり前というか、通常のことなのかなというふうに思っておりますので、それについて異論があるという話ではないんですが、やっぱり市民の方々が安心して通れる市道、そういった管理体制のほうはやはり引き続きお願いをしたいということでありますので、どうぞよろしく願いいたします。

○北原委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○北原委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○北原委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○北原委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

以上で議案審査を終了します。

執行部は退席して結構です。

（執行部退席）

○北原委員長 続きまして、協議に入ります。

初めに、行政視察についてを議題とします。

前回の委員会において、行政視察の日程及び案件について協議を行い、日程については7月25日（月曜日）から7月28日（木曜日）までの4日間で調整し、視察先及び案件については正副一任をいただいたところです。

このたび、正副委員長及び事務局での調整の結果、視察先及び案件が決まりましたので、ご報告をいたします。

日程については、7月26日（火曜日）から7月28日（木曜日）までの3日間となります。

案件につきましては、7月27日（水曜日）北海道釧路市において「観光立国ショーケース事業」について、7月28日（木曜日）北海道根室市において「根室市エネルギービジョン」についての視察を行います。

なお、7月27日に根室市に到着後になりますけれども、北方領土に関する資料館等の視察を予定しております。時間については調整中ではございますけれども、夕方くらいまでは予定しておりますので、ご了承ください。

以上のような日程及び案件で視察を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○北原委員長 それでは、1か月前、1週間前には改めて通知でお知らせいたしますので、よろしく願いをいたします。

次に、閉会中の所管事務調査についてを協議したいと思います。

9月定例会までに行う所管事務調査の案件について、委員の皆様から何かご意見などありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○北原委員長 それでは、9月定例会までに開催するかどうかを含めて、具体的な日程と案件は正副委員長にお任せいただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○北原委員長 開催する場合は、予定通知にて連絡をします。

次に、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

継続調査申出書（案）を配付します。

（資料配付）

○北原委員長 閉会中の継続調査申し出について、事務局職員に説明をさせます。草野主事。

○草野主事 それでは、閉会中の継続調査申し出についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、定例会の本会議最終日に委員長から議長に継続調査の申し出をするものでございます。

内容につきましては、ただいまお配りしました閉会中の継続調査申出書（案）に記載されているとおり、経済環境行政について、建設行政について、都市整備行政について、水道行政についてということで、経済建設委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。

委員の皆様のご了解が得られれば、この案を提出したいと思います。

説明は以上でございます。

○北原委員長 ただいま説明のありました閉会中の継続調査申し出につきまして、何かご意見はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 それでは、この案のとおり提出したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 異議ありませんので、この案を本会議最終日に提出をいたします。

次に、その他に入ります。

まず、執行部との意見交換会についてでございますけれども、今年度もコロナウイルス感染症の収束が見通せない状況でもございます。大人数で開催することが難しいことにより、6月の開催については見送りにしたいと思います。

今後実施するかどうか、実施する時期を含めて正副一任をいただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 それでは、そのほか何かございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 なしということで、以上をもちまして本日の案件は全て終了しました。

これをもちまして経済建設委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午前10時37分 閉会